

## 弁護士費用保険「HELP!」の制度改定についてのご案内

平素は、生活クラブをご愛顧いただきまして誠にありがとうございます。

おかげさまで制度開始より多くの方にご加入いただき、多くの加入者さまに保険金でお役立ていただいております。一方でお支払する保険金が増加した結果、安定的な制度運営が困難な状態になっております。主な原因には親族間による離婚・遺産分割トラブルが多数を占め、制度開始時の想定を超える保険金のお支払いとなっています。

当制度の本来の主旨は、日常生活において被害に遭われて困っている組合員に応えることにあります。本来の主旨に沿い安定的な制度運営を行うため、令和7年7月1日より下記のとおり制度改定を行なう予定です。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

### 令和7年7月1日 制度改定の内容

#### ◆ 改定前の内容

保障内容		
傷害(基本)	死亡・後遺障害(第3級以上)	50万円
弁護士費用(被害事故、人格権侵害、借地・借家)	相談費用	10万円
	親族間紛争(離婚・遺産分割)	委任費用: 200万円
	労働に関する紛争	

#### ◆ 改定後の内容

保障内容		
傷害(基本)	死亡・後遺障害(第3級以上)	50万円
弁護士費用(被害事故、人格権侵害、借地・借家)	相談費用	10万円
	労働に関する紛争	委任費用: 200万円
被害事故補償 <sup>*1</sup>		<b>2,000万円</b>
災害生活支援費用 <sup>*2</sup>		<b>140万円</b>

#### ● 制度改定のポイント

保険料は変更せずに**弁護士費用補償の親族間紛争(離婚・遺産分割)を対象外**とし、新たな補償として昨今、被害事故や災害に対する不安から**被害者事故補償<sup>(※1)</sup>を2,000万円・災害生活支援費用<sup>(※2)</sup>を140万円追加**いたします。

- ※1 人の生命または身体を害する意図をもって行われた行為やひき逃げにより、被保険者が死傷された場合、逸失利益や精神的損害などの損害額を保障します。
- ※2 被保険者の住居する建物が、被災者生活再建支援法の被災世帯(全壊・全壊相当)に該当した場合において、被保険者が負担した臨時宿泊費、引越し費用、住居移転時の交通費、賃貸のために支出した仲介手数料・権利金等の費用を保障します。

#### ● 令和7年7月1日満期の継続にかかるお手続きについて

**継続を希望される場合** : 自動継続となっておりますのでお手続きの必要はございません。

**継続を希望されない場合** : お手数ですが、5月31日までに下記連絡先までお問い合わせください。

生活クラブ共済連 保険課

**TEL 0120-808-320**

(平日 9:00~17:00)